

令和4年第1回名取市国民健康保険運営協議会会議録

# 令和4年第1回名取市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和4年7月19日(火)	
	開会	午後1時30分 辞令交付式、引き続き運営協議会「会議」
	閉会	午後3時10分
場 所	名取市役所 6階第2会議室	
出席委員	10番 会 長	近江 明
	1番 委 員	片山 洋子
	2番 委 員	酒井 康雄
	3番 委 員	昆布谷 あけみ
	7番 委 員	高橋 仁志
	8番 委 員	加茂 雅行
	9番 委 員	相澤 喜美
	12番 委 員	川村 米子
欠席委員	11番 職務代理者	高橋 真
	4番 委 員	太田 裕子
	5番 委 員	金澤 義彦
	6番 委 員	佐々木 英彦
説明のため 出席した者	市 長	山田 司郎
	健康福祉部長	小畑 和弥
	税 務 課 長	小畑 信一
	保健センター所長	安部 久美子
	保険年金課長	米本 博喜
	保健センター技術主幹	佐藤 和枝
事 務 局	国民健康保険係長	小畑 孝二
会議録署名委員	1番 委 員	片山 洋子
	2番 委 員	酒井 康雄

協議事項	議案第1号 会長の選任について 議案第2号 職務代理者の選任について
報告事項	報告第1号 名取市国民健康保険税条例の一部改正について 報告第2号 名取市国民健康保険条例の一部改正について 報告第3号 名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例の一部改正について 報告第4号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について 報告第5号 名取市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について 報告第6号 令和3年度名取市国民健康保険特別会計決算見込みについて
その他	① 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金免除措置の延長について ② 保健事業の令和3年度の成果と令和4年度の取り組みについて

○ 名取市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式

1 開会（保険年金課長）

本日は、お忙しい中ご参集くださりまして、ありがとうございます。

令和4年第1回名取市国民健康保険運営協議会の会議に先立ちまして、辞令交付式を行います。

ご委嘱申し上げます方々は、資料の名簿のとおりでございます。

なお、委嘱状の受領は代表受領とさせていただき、そのほかの方々につきましては、あらかじめお席のほうに委嘱状を配付させていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、委員12名を代表いたしまして、片山洋子様へ委嘱状を交付いたします。どうぞ、その場にご起立をお願いいたします。市長から辞令をお渡しいたしますので、その場で辞令をお受けくださいますようお願いいたします。

2 辞令交付

（山田市長から片山委員へ交付）

### 3 閉 会（保険年金課長）

以上で辞令交付式を終了いたします。

#### <資料の確認等>（保険年金課長）

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料でございますが、事前に郵送しております、次第が表紙となっているホチキス止めの資料1部、委員皆様の名簿と国民健康保険運営協議会規則が載っております両面1枚ものの2点と、本日皆様の机の上に置いてありますオレンジの通知の計3点でございます。そのほかの資料は宮城県国保連からのパンフレットが一部ございます。そちらにつきましては、後でご参考までにご覧いただければと思います。

なお、委員の名簿につきましては、ご覧のとおり氏名、職名といった個人情報が入っておりますので、お取り扱いについてはご注意くださいようお願いいたします。

お手元に不足しているものなどがございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、大丈夫でしょうか。

本日の会議につきましては、名取市審議会等の会議の公開に関する要綱により公開となっておりますが、傍聴希望者はございませんでした。

併せまして、同じ要綱の第9条第5項により、公開した会議の会議資料及び会議録の写しは、非開示情報がある場合を除き、市役所4階にあります市政情報コーナー及び市のホームページにおいて閲覧に供することとしておりますので、ご報告申し上げます。

午後1時35分 開 会

保険年金課長

それでは、運営協議会に入らせていただきます。

名取市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議の成立は委員の半数以上の出席を必要としております。

本日は、太田 裕子 委員、金澤 義彦 委員、高橋 真 委員、佐々木 英彦 委員より欠席する旨の連絡がありましたので、定数12名中8名のご出席をいただいております。

よって、委員の半数以上が出席していらっしゃいますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ただいまより、令和4年第1回名取市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに山田市長よりご挨拶を申し上げます。

山田市長

皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
ございます。

ただいま、委嘱状の交付をさせていただきましたが、お忙しい中、委員をお引き受けくださいましたことに、改めて心から御礼を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険を支える基礎として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に重要な役割を果たしており、その維持のためには、国民健康保険事業運営の安定化、健全化が必要不可欠であります。

この運営協議会委員の任期は3年間となりますが、皆様には、この期間、市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議していただくこととなります。

本日は、報告事項6件のほか、その他として2件の説明がございます。また、今年から新たな試みとして自己負担額を無料とした特定健康診査の取り組みもございます。ぜひそれぞれの立場からさまざまな忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

今後とも委員の皆様のお力添えを賜りまして、本事業を円滑に運営してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

保険年金課長

次第にはありませんが、今回、新たな運営協議会委員に就任されて初めての協議会になりますので、事務局より職員の紹介をさせていただきます。

(米本保険年金課長より職員紹介をした)

保険年金課長

次に協議に入りますが、今回は委員に就任されてから最初の運営協議会です。ありますので、規則第3条第1項に規定されております議長となるべき会長が選任されるまでの間、暫時、臨時議長を山田市長にお願いし、進めたいと思っておりますが皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、山田市長に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長

それでは臨時議長のご指名をいただきましたので、暫時、議長の座を務めさせていただきます。

会長の選出までの間、臨時に議長の職務を行いますので、皆様方のご協力を頂戴いたしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議案第1号「会長の選任について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

保険年金課長

会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定では、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっておりますが、これまでは、選挙ではなく推薦で行ってきた経緯があります。

公益を代表する委員といたしまして、名簿の3の表にあります相澤 喜美委員、近江 明 委員、高橋 真 委員、川村 米子 委員の4名の中から選出することになります。

よろしく願い申しあげます。

臨時議長

ただいま説明がありましたとおり、本来ですと国民健康保険法施行令第5条第1項の規定によれば選挙ということになっておりますが、これまで本協議会として、推薦による方法を採用してきたところであります。従来のどおり推薦としてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、推薦によりまして会長を選任いたします。

どなたかご推薦の発言をお願いいたします。

昆布谷委員

近江 明 委員にお願いしたいと思います。

臨時議長

ただいま、近江 明 委員を会長に推薦したい旨のご発言がございました。近江 明 委員を会長に選任することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議なしと認めまして、近江 明 委員を会長に選任することに決定いたしました。会長が選任されましたので、臨時議長の職務は終わりました。

委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、会長よろしく願いいたします。

保険年金課長

こののち、市長は次の公務が入っておりますので、大変、申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。

近江明委員、会長席のほうへ移動をお願いいたします。

近江会長

ただいま、会長の指名していただきました近江 明 でございます。

前回も、会長を務めさせていただいたわけでございますけれども、また引き続きってということでございます。この運営協議会につきましては、ここにいらっしゃる委員の皆様方のご意見、あるいはご指導を賜りながら、会の運営をして行くわけでございます。皆様のご忌憚のないご意見をいただきながら、会議を進めてまいりたいと思っておりますので、皆さん方のご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に「議案第2号 職務代理者の選任について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

保険年金課長

職務代理者の選任につきましても、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、同条第1項の規定に準じて「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっておりますが、会長同様これまでは、選挙ではなく推薦で行ってきたところであります。

よろしくお願いを申し上げます。

近江会長

ただいま、事務局から説明がありました。

職務代理者につきましても、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、第1号の「会長の選任」と同じように選挙することになっておりますが、これまで本協議会として、推薦による方法を採用してきたところで、今までどおり推薦としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、推薦により職務代理者を選任いたします。

どなたか、ご推薦の発言をお願いします。

昆布谷委員

高橋 真 委員にお願いしたいと思います。

近江会長

ただいま、昆布谷委員から、高橋 真 委員を職務代理者に推薦する旨の発言がありましたが、本日、高橋 真 委員は欠席されております。事務局に確認しますが、欠席されていても選任することはできるのでしょうか、お伺いします。

保険年金課長

高橋委員は前回も職務代理者をしていただいております、今回、欠席のご連絡をいただいた際、仮に職務代理者として推薦された場合、選任させてもらうことはできるのか、確認させていただきました。

ご本人からは「推薦によって皆様から選任されたのであれば、職務代理者をするに異論はない」とのご回答をいただいております。

近江会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、高橋 真 委員を職務代理者に選任することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、高橋 真 委員を職務代理者に選任することに決定いたしました。高橋 真 委員への報告については事務局によりお願いいたします。

以上で、協議事項は終わります。

近江会長

それでは、次第にそって、議事を進めてまいります。

次第の4番の会議録署名委員の指名をいたします。

1番片山洋子委員、2番酒井康雄委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の5番の議事に入ります。

(1)の報告事項の報告第1号「名取市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします。

国民健康保険係長

「報告第1号資料」により説明をなした。

近江会長

ただいま、説明がありましたけれども、委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようでありますので、次に入りたいと思います。

報告第2号「名取市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします



国民健康保険係長

「報告第2号資料」により説明をなした。

近江会長

ただいま、報告第2号について説明がありましたけれども、なにか委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようでありますので、次に入りたいと思います。

報告第3号「名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします。

国民健康保険係長

「報告第3号資料」により説明をなした。

近江会長

ただいま、報告第3号について説明がありましたけれども、なにか委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

相澤委員。

相澤委員

この条例改正についてですが、今、申請の受付期間中ということで、どのぐらいの申請があるのか。または、どのぐらいの想定で捉えていたのか、伺いたい。

近江会長

事務局よりご説明願います。

国民健康保険係長

こちらの損害割合が10分の3以上ということで、罹災証明書の条件でいうと中規模半壊以上の方になります。今、半壊判定までの方は6世帯おりますが、現時点で減免申請は出ていないところです。

当初の見込みとして4世帯～5世帯ほど見込んでいたところですが、中規模半壊の方はいらっしやらない状況となっております。

相澤委員

ありがとうございます。

近江会長

相澤委員よろしいでしょうか。では、ほかにございませんか。  
ないようでありますので、次に入りたいと思います。

報告第4号「名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします。

国民健康保険係長

「報告第4号資料」により説明をなした。

近江会長

ただいま、報告第4号について説明がありましたけれども、なにか委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようでありますので、次に入りたいと思います。

報告第5号「名取市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします。

国民健康保険係長

「報告第5号資料」により説明をなした。

近江会長

ただいま、報告第5号について説明がありましたけれども、なにか委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようであります。私から質問させていただいてもよろしいでしょうか。

現在、どの程度の方がこの該当になっているのか、おおよそで結構ですのでお伺いしたい。

国民健康保険係長

令和4年度はまだ出ていない状況ですが、令和3年度の実績で申しますと28件、減免金額4,150,900円です。令和2年度は75件、減免金額は15,472,000円となっております。

近江会長

死亡の方はいらっしゃいますか。

国民健康保険係長

該当する方はおりません。

近江会長

ありがとうございます。ほかにごございませんでしょうか。

ないようでありますので、次に入りたいと思います。

報告第6号「令和3年度名取市国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします。

国民健康保険係長

「報告第6号資料」により説明をなした。

近江会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これについて、なにか委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでありますので、次に（２）その他に入りたいと思います。</p> <p>その他①「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金免除措置の延長について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。国民健康保険係長お願いします。</p>
国民健康保険係長	<p>「その他①資料」により説明をなした。</p>
近江会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、その他①の説明がありましたが、委員の皆様からご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでありますので、次に入りたいと思います。</p> <p>その他②「保健事業の令和３年度の成果と令和４年度の取り組みについて」を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。保健センターの担当職員をお願いします。</p>
佐藤技術主幹	<p>「その他②資料」により説明をなした。</p>
近江会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、その他②の説明がありました。説明いただいた内容について、委員の皆様からご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>相澤委員。</p>
相澤委員	<p>特定健診について、集団検診っていうのは、いわゆる体育館や公民館で行う健診で、個別検診っていうのは、その同じ内容をかかりつけのクリニックで行うことでよろしいですね。</p> <p>集団検診の場合、検診後どのぐらいで結果報告が出るのか、お伺いしたい。</p>
佐藤技術主幹	<p>だいたい３週間を目安に郵送されることとなります。</p>

相澤委員	<p>個別に毎月、血液検査など、8割程度同じような検査をかかりつけのクリニックで受けております。</p> <p>保健センターからもかかりつけのクリニックで健診を受けられますよとのことで、1年1回受診して個別健診にカウントされていると思います。</p> <p>従来から1カ月に1回、個別に検査を受けていることから、翌月の検査のときに検査結果が確認できるようにしてもらいたい。</p> <p>集団健診の検査結果の3週間と1カ月では、大きな差はないと思うので、そのようなことはできないか。</p> <p>自前で負担している通常の検査はその日のうちに結果がでていますが、個別健診は1カ月後にしか分からない。金銭的な負担が違うことは理解しているし、受診率向上の取り組みについて貢献していると感じているものの、もう少し検査結果を早期に報告して、個人の状況把握に繋げることができないのか。</p>
国民健康保険係長	<p>できるだけ検査結果を早く出せればいいのですが、委託先をお願いしていることから、件数も多く、検査結果の発送の準備などもあり、現時点では時間が掛かってしまいます。</p>
相澤委員	<p>個別健診での検体は、委託先に送って検査をお願いすることとなるのか。その結果はクリニックに戻ってくるとの認識でよろしいでしょうか。その部分でのタイムラグで捉えていいか。</p>
国民健康保険係長	<p>そのような形となります。</p>
相澤委員	<p>集団健診の場合は、委託先からか保健センターから各家庭に直接、届くとの認識でよろしいでしょうか。</p>
国民健康保険係長	<p>集団健診の場合は郵送で直接、該当者に検査結果をお送りしております。</p>
相澤委員	<p>検査結果の早期化に繋げることができればとして、検討する余地があればお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>そのほかございませんか。</p> <p>川村委員。</p>

川村委員	<p>特定健診について、令和4年度の自己負担金を無料にしておりますが、それによって受診率が今年どうなっているのか。</p> <p>17ページの事業内容の エ 事業体制の委託スタッフとありますが、どこに委託しているのか、伺いたい。</p>
国民健康保険係長	<p>その他のほうで、特定健診の自己負担金無料について説明する予定でしたので、先にその報告をさせていただきます。</p> <p>皆様にお渡ししたオレンジの資料が、今年度の受診票と一緒にご案内したものです。記載されていますとおり、令和4年度の特定健康診査の自己負担金を無料にしたものです。健診についてはまだ終了していない状況ではあり、個別健診については結果が遅れて帰ってくることから、集団健診の6月末時点での状況でお答えさせていただきますが、昨年度と比べて微増となっており、50人ほど増えている状況です。</p>
佐藤技術主幹	<p>17ページの委託スタッフの内容についての質問ですが、既に実施しています特定健診の保健指導に従事している保健師、栄養士、知識を持った資格者をお願いしています。</p>
近江会長	<p>高齢者の一体的実施事業について、具体的に決まっていないということですか。</p>
佐藤技術主幹	<p>具体的な計画は立てておりますので、事業はこれからですが、計画に沿って進めていきたい。</p>
近江会長	<p>そのほかございませんか。</p> <p>ないようであります。</p> <p>その他として事務局から何かございますか。</p>
国民健康保険係長	<p>事務連絡になりますが、令和4年度市町村国保運営協議会委員等合同研修会についてです。該当となる委員には、7月13日付で書類をお送りしているところではありますが、8月26日（金）に仙台市シルバーセンターにて開催されますので、出欠のご連絡を7月26日（火）まで担当の太田または小畑までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、今日、報告いただいた方は大丈夫です。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ご出席される方はご連絡よろしく願いいたします。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p>

ないようでありますので、以上で報告事項及びその他事項の審議の一切を終了したいと思います。

これをもちまして令和4年第1回名取市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。

午後3時10分 閉 会

ここに、会議の顛末を記録し、その正当性なることを証するために、ここに署名する。

令和4年7月19日

会 長

近 江 明



印

署名委員

片 山 洋 子



署名委員

酒 井 康 雄

